公益財団法人　新日本奨学会

２０２４年度

学費補助金受給生募集要項

 公益財団法人新日本奨学会（以下『本会』という）は、我が国の大学に在学し、社会福祉事業に係る資格取得を目指す学生の中から、学費補助金受給を希望する学生（以下『受給生』という）を下記により募集する。

記

1. 応募資格
2. 本会の指定した大学に在籍し、社会福祉事業に係る資格取得を目指す上でその学業継続において経済的援助を必要とする者
3. 健康で学業成績が優秀なもの

(3) ２０２４年４月１日現在大学在学中で、社会福祉士の資格取得をめざし指定科目を履修する学部 4年生

1. 学費補助金の支給条件

(1)学費補助金の額

年額 ４００,０００円　（上期：200,000円　下期：200,000円　）

 (2)学費補助金支給期間及び支給時期

支給期間：1年間、

支給時期：2024年は6月末及び11月末を予定
（毎年2回に分割し、直接本人口座へ振込）

　　(3)返済義務

　　　　原則として返済義務はない。

(4)学費補助金の休止及び停止

① 受給生が休学し、または長期にわたって欠席した時は、当該休学または欠席
 の期間学費補助金の支給を休止することがある。

② 受給生の学業または性行などの状況により、補導上必要があると認められた
 時は、学費補助金の支給を停止することがある。

③ ①または②により学費補助金の支給を休止若しくは停止された者が、その事由が止んだことを在学の大学長を経て願いでた時は、学費補助金の支給を復活することがある。

 (5)学費補助金の打切り

 受給生が次の①から⑤のいずれかに該当すると認められた場合は学費補助金の支給を打ち切ることがある。

① 申請の記載事項に虚偽が発見された時

② 在学学校で処分を受け、学籍を失った時

③ 傷痍、疾病などのために成業の見込みがなくなった時

④ 学業成績または性行が不良のため成業の見込みがなくなった時

⑤ その他受給生としての応募資格を失った時

 (6) 返 納

 学費補助金の支給後において、(4)の①、②または(5)の事由が生じていたことが判明した場合には、既に支給した学費補助金の全部または一部を返納させることがある。

1. 応募手続

受給生に応募するものは、以下の願書・書類等を在学する大学において指定する日までに大学長・同事務方に提出すること。

(１) 別紙『様式Ⅰ』の受給生願書及び願書付表に所要事項を記入し、写真1枚を所定の位置に貼付すること。

　　(２) 成績証明書（1学年から3学年終了までの成績）

(３) 指導教官または同等の立場の教官の推薦状（別紙『様式Ⅱ』参照）

 　　また、学生から応募書類が提出された時は、大学長は受給生として適当かどうかを

書類及び面接等学内の正式な手続きにより選考し、適当と認めた者につき2024年

4月25日(木)までに本会に推薦する。

1. 本会における選考及び決定

 本会は、上記３により大学長から推薦があった時は、本会選考委員会に諮り、

2024年5月末までに受給生を決定し、大学長に通知する。

1. 生活状況報告書等の提出及び面接の実施

（1）生活状況報告書

　受給生は生活状況報告書を年2回（上期：10月下旬、下期：3月中旬）本会

理事長宛提出しなければならない。

　　　（2）面接

　　　　　　上期生活状況報告書提出後、当奨学会事務局との面接依頼があれば、

　　　　　　受給生はその面接を受け入れることとする。面接場所は勉学に支障が生じ

ない様設定する。

1. 問合せ先

 公益財団法人新日本奨学会 事務局

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒１０１－００５４ 東京都千代田区神田錦町３－２１　　　　　　　　ちよだプラットフォームスクウェアCN-309  |
| TEL | ０３－５２５９－８３３１ |
| e-mail | 　info@shinnihon-shougakukai.or.jp |
| HP | <https://shinnihon-shougakukai.or.jp/>　 |
| 事務局 | 中北　雅博　　　　　黒川　美由紀 |

以 上